



小中学校水泳授業の見直しについて

令和3年2月8日
代表者会議提出資料
生涯学習部教育総務課
学校教育課

1 現状と課題

小中学校プールは、利用状況が少ないことに加えて、老朽化に伴い維持管理費や改修費等の負担が年々大きくなってきている。

- (1) 利用状況 各学校で、夏季に7日～31日間の利用(令和元年度学校プール利用状況調査)
小学校プール稼働率：平均 12.3%、 中学校プール稼働率：平均 6.1%
※プールシーズンの稼働率：のべ水泳授業コマ数/プールを授業で使用できる日数(6/1～7/19の34日間×6コマ×2学級同時使用)

(2) 維持管理費及び修繕費の状況

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|----------|
| ① 小中学校 30 校の学校プールの維持管理費 | 14,226,152 円 (令和元年度決算額) | 水遊検、保守樹立 |
| ② 小中学校 30 校の学校プールの修繕費用 | 9,465,138 円 (令和元年度決算額) | |
| | 23,691,290 円 (令和元年度決算額) | |

2 小学校・中学校学習指導要領での水泳授業の位置づけ

- ・小学校1、2年生は「水遊び」、小学校3、4、5、6年生は「水泳運動」、中学校1～3年生は「水泳」という学習が位置付けられている。
- ・水泳学習の授業時間数は、学習指導要領に定められていない。
- ・小学校の「水遊び」、「水泳運動」及び中学校の「水泳」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができる。

3 今後の方向

(1) 方針Ⅰ 水泳授業のあり方を見直す

- ① 事故防止に関する「心得(座学)」は、小学校中学校で実施する。
- ② 小学校のプールを使用した水泳授業は継続する。
- ③ 中学校のプールを使用した水泳授業は、令和4年度から取り止める。

(2) 方針Ⅱ 小学校プールの共同利用及び民間スイミングスクールプールを利用(令和3年度から段階的に進める)

- ① 小学校プールを共同利用して水泳授業実施(共同利用の会場校)：令和3年度は田ヶ谷小と原道小を予定
- ② 共同利用の会場校プールへバスにより送迎して水泳授業を実施：令和3年度は志多見小と大越小を予定
- ③ 民間スイミングスクールプールを利用して水泳授業を実施：令和3年度は樋田小と豊野小を予定
- ④ 自校の小学校プールを利用して水泳授業を実施：上記以外(令和3年度)

(3) 方針Ⅲ 中学校プールを使用した水泳授業を取り止め

- ① 中学校プールを使用した水泳授業を取り止め：令和4年度から全8中学校

4 今後のスケジュール

令3.2.8

令3年第1回市議会定例会

市議会
へ説明

市議会に係る予算審議

令3年4月

令3年6月～

プール共同利用実施
水泳指導支援民間委託